

平成三十一年度第十一回（一月）

諫早市農業委員会総会 議事録

平成30年度諫早市農業委員会 第11回総会議事録

1 開催日時 平成31年1月28日(月)開会 午後4時00分～閉会 午後4時45分

2 開催場所 諫早市役所 本館8階 8-1会議室

3 出席委員 17人

会 長 20番 山開 博俊
会長職務代理者 19番 小森 俊夫
農 業 委 員

1番 池田つや子	3番 中尾貞治	4番 久本純造
5番 立森和富	6番 前田貞松	7番 末永 進
8番 菅原篤博	10番 山口勇満	11番 西村ふじ子
12番 馬場誠治	13番 増山太大	14番 横田 親紀
15番 澤久 進	16番 西尾正信	18番 野副栄治

4 欠席委員 2人

2番 久保 繁 17番 池田武弘

5 付議事件

- 第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件
- 第2号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件
- 第3号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件
- 第4号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件

6 報 告

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書受理の件
- 第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件
- 第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件
- 第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件
- 第5号 非農地通知申出書受理の件

7 その他

8 事務局

局長 池松 弘 次長 寿柳 知己 主任 半田 智也 技術職員 本川 正彦

9 議 事

(開会)

議 長 これより、平成30年度諫早市農業委員会第11回総会を開会いたします。
総会の定足数について、事務局より報告願います。

事務局 総会の定足数につきましてご報告いたします。
農業委員会の在任委員19名中、17名の出席で定足数に達していますので、総会が
成立していることをご報告いたします。
なお、2番・久保委員、17番・池田委員から欠席の届出がっております。
以上で、報告を終わります。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定の議
事録署名人を定めたいと存じます。

私に、ご一任いただければ指名したいと思いますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議なしということでありますので、議事録署名人に5番・立森委員、12番・
馬場委員のご両人をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を
受けてから、氏名を告げて発言願います。

また、発言は簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題とい
たします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番から3番は借人が同一の案件です。

1番、諫早地区、福田町の農地1筆、848㎡、

2番、諫早地区、福田町の農地1筆、693㎡、

3番、諫早地区、福田町の農地2筆、2,774㎡、

計4筆、4,315㎡を新規に就農し農業経営を行うため、1番を使用貸借5年、2
番と3番を使用貸借10年で借り入れる申請です。

権利取得後の農地面積は4,315㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えていま
す。

トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。
また、農作業経験は15年で、借人宅から申請地までは車で約15分でありますので、
機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われれます。

4番と5番は借人が同一の案件です。

4番、小栗地区、栗面町、小ヶ倉町の農地3筆、2,164㎡、

5番、小栗地区、小ヶ倉町の農地2筆、634㎡、

計5筆、2,798㎡を農業経営規模拡大を行うため、使用貸借10年で借り入れ
る申請です。

権利取得後の農地面積は3,751㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えてい

ます。

耕うん機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に50年間従事され、借受人宅から申請地まで車で5分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

6番、本野地区、本野町の農地1筆、748㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。

権利取得後の農地面積は15,376.72㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に53年間従事され、譲受人宅から申請地まで約300mでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

7番、長田地区、猿崎町の農地1筆、1,283㎡を耕作に便利のため、購入する申請です。

権利取得後の農地面積は14,145㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に55年間従事され、譲受人宅から申請地まで車で約5分ありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

以上です。

議長 議案第1号の説明がありましたので、1番から3番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

1番から3番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、里芋、かぼちゃ等を栽培されると見込まれます。

権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 1番から3番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

委員 はい、○番委員。

議長 ○番委員。

委員 1番から3番の農地の現状はどうなっているのでしょうか。

委員 はい、○番委員。

議長 ○番委員。

委員 農地の現状は、耕作をされています。

委員 はい、○番委員。

議長 ○番委員。

委員 新規就農ということですが、畑が点々としているのかなと思って質問しました。

事務局 はい、事務局。

議長 事務局。

事務局 1番から3番までの農地4筆につきましては、県央県南クリーンセンターのすぐ近く
にありまして、4筆とも同じ地域にまとまってあります。

委員 はい、〇番委員。

議長 〇番委員。

委員 それでは、耕作に便利な所に農地はあるのですね。

事務局 はい、事務局。

議長 事務局。

事務局 はい、そうです。

議長 他に、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番から3番は申請どおり許可することにご異議ありま
せんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番と3番は、申請どおり許可することに決定いたしま
す。

議長 次に、4番と5番・小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。
4番と5番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、白菜、大根等を栽培さ
れると見込まれます。
権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には
協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。
農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 4番と5番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、4番と5番は申請どおり許可することにご異議ありませ
んか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、4番と5番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、6番・本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。
6番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、露地野菜を栽培
されると見込まれます。
権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に
は協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 6番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、6番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、6番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、7番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

7番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、露地野菜を栽培されると見込まれます。

権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 7番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、7番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、7番は申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第2号) 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番についてご説明します。1番は西栄田町の畑、1筆、238㎡を申請者が購入し、自己住宅を建設する申請です。農地区分は市街化調整区域、農振白地です。

建物は木造平屋建、污水等は合併浄化槽を経由し道路側溝へ放流、隣接農地はないことから被害発生の恐れはないと思われまます。

資金計画については、融資証明書で確認しております。

都市計画法につきましては、1月17日付で建築許可済みです。

2番についてご説明します。2番は小川町の畑、1筆、443㎡を申請者が購入し、自己住宅を建築する申請です。農地区分は市街化調整区域、農振白地です。

建物は木造平屋建、污水等は合併浄化槽を経由し道路側溝へ放流、隣接農地の所有者2名との協議書が添付されており、被害発生の恐れはないと思われまます。

資金計画については、融資予定証明、残高証明書で確認しております。

都市計画法建築許可申請中です。

3番についてご説明します。3番は土師野尾町の田、2筆、1,097㎡を申請者が購入し、貸資材置場とする申請です。農地区分は市街化調整区域、農振白地です。

申請者は、〇〇建設株式会社の役員であり、〇〇建設株式会社に資材置場として貸すということです。雨水は自然流下で隣接の水路へ、汚水等は発生しません。隣接農地はないことから被害発生のおそれはないと思われま

す。資金計画については、預金通帳の写しで確認しております。

4番についてご説明します。4番は森山町本村の田、1筆、234㎡を申請者が貸借30年で借り、自己住宅を建設する申請です。農地区分はその他の区域、農振白地です。

建物は木造2階建、汚水等は公共下水道接続、隣接する農地はないことから被害発生のおそれはないと思われま

す。資金計画については、融資予定証明で確認しております。

議長 議案第2号の説明がありましたので、1番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

1番の説明をします。

農地の立地基準については第2種農地です。

担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区の協議会で協議したところ、申請内容は許可基準を満たしており適正であると思われま

す。ご審議のほどよろしくお願

議長 1番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は申請どおり許可することに決定いたします。

次に、2番と3番・小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

2番の説明をします。

農地の立地基準については第2種農地です。

担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区の協議会で協議したところ、申請内容は許可基準を満たしており適正であると思われま

す。次に3番の説明をします。

農地の立地基準については第2種農地です。

担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区の協議会で協議したところ、事業計画書及び土地利用計画図から判断して申請内容は適正であると思われま

す。ご審議のほどよろしくお願

議長 2番と3番について、何かご質問はありませんか。

委員 はい、〇番委員。

議長 〇番委員。

委員 3番について、資材置場を借受ける会社の資材置場には余裕があるのかないのか、調べられたでしょうか。

事務局 はい、事務局。

議長 事務局。

事務局 はい、航空写真で事業所の資材置場について調べています。きちんと使われています。

委員 はい、○番委員。

議長 ○番委員。

委員 了解しました。

議長 他に、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、2番と3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、2番と3番は申請どおり許可することに決定いたします。
次に、4番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。
4番の説明をします。
農地の立地基準については第2種農地です。
担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区の協議会で協議したところ、申請内容は許可基準を満たしており適正であると思われます。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 4番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、4番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、4番は申請どおり許可することに決定いたします。
(議案第4号) 次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」を議題といたします。

議長 事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第3号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」を説明します。
1番、森山地区、森山町下井牟田の農地3筆、2,542㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申し出です。申出人は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されています。
2番、高来地区、高来町峰の農地1筆、2,953㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申し出です。申出人は、水稻、アスパラ、花の生産を主体に経営されています。
3番、小栗地区、平山町の農地1筆、66㎡を耕作に便利のため、購入する申し出です。申出人は、きゅうりの生産を主体に経営されています。
4番、小長井地区、小長井町打越の農地5筆、1,862㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申し出です。申出人は、ブロイラー、馬鈴薯の生産を主体に経営されています。

以上、1番から4番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

以上です。

議長 議案第3号の説明がありました。1番から4番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番から4番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番から4番は、申出どおり許可することに決定いたします。

(議案第4号) 続きまして、関連がありますので、議案第3号の5番から14番、議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第3号と議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について説明します。

議案第3号の

5番、小野地区、小野町、赤崎町、小野島町の農地8筆、5,715.19㎡を議案第4号の1番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、アスパラガス等の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第3号の

6番、多良見地区、多良見町元釜の農地2筆、9,624㎡を議案第4号の2番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、みかんの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第3号の

7番、多良見地区、多良見町野川内の農地7筆、5,218㎡を議案第4号の3番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、みかんの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第3号の

8番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、1,408㎡を、議案第4号の4番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第3号の

9番、高来地区、高来町水ノ浦の農地1筆、669㎡、
10番、高来地区、高来町水ノ浦の農地1筆、775㎡、
11番、高来地区、高来町水ノ浦の農地1筆、536㎡、
12番、高来地区、高来町水ノ浦の農地2筆、1,659㎡、
13番、高来地区、高来町水ノ浦の農地1筆、250㎡、計6筆3,889㎡を、議案第4号の5番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、野菜の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第3号の

14番、小長井地区、小長井町井崎の農地4筆、3,453㎡を、議案第4号の6番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、ブロッコリー、かぼちゃ等の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

以上、第3号議案の5番から14番までの申し出は、農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。

また、第4号議案の1番から6番までの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業の実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。

議長 議案第3号の5番から14番、また、議案第4号の1番から6番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、議案第3号の5番から14番を許可し、議案第4号の1番から6番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第3号の5番から14番を許可し、議案第4号の1番から6番を「意見なし」とすることに決定いたします。

(報告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事務局 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書受理の件」について説明します。

諫早・長田地区から1件、真津山地区から3件、本野地区から1件、合計5件提出されています。

届出理由は、いずれも相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について説明します。

長田地区から1件、森山地区から1件、合計2件提出されています。

解約理由は、長田地区が売買するため。森山地区が農地中間管理事業に取り組むためです。

報告第3号「農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご説明します。

真津山地区 1 件、多良見地区 1 件、計 2 件の届出が出ています。

1 番、真崎町の畑を道路用地にする届出です。

2 番、多良見町の畑に共同住宅 1 棟を建築する届出です。

報告第 4 号「農地法第 5 条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご説明します。

真津山地区から 3 件の届出が出ています。

1 番、貝津町の畑を駐車場用地にする届出です。

2 番、真崎町の畑を駐車場用地にする届出です。

3 番、貝津町の畑に共同住宅 1 棟を建築する届出です。

報告第 5 号「非農地通知申出書受理の件」について説明します。

小栗地区から 1 件、高来地区から 1 件、小長井地区から 1 件、合計 3 件、筆数 5 筆、面積 6,996㎡の非農地通知の申出を受けております。いずれも農地利用状況調査で B 分類、農振白地です。

議 長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議 長 以上をもちまして、ただいま議決されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がありませんので、これらの整理を要するものにつきまして、議長に委任することに決定いたしました。

議 長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第 1 号 農地法第 3 条許可 7 件。

議案第 2 号 農地法第 5 条許可 4 件。

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定 14 件。

議案第 4 号 農地中間理事業に係る農用地利用配分計画 6 件。

以上、審議件数は、全部で 31 件ございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

委員さん方から何かご質問等はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。

事務局 (事務連絡)

議 長 それでは、これもちまして、平成 30 年度諫早市農業委員会第 11 回総会を閉会いたします。

長時間にわたり、ありがとうございました。

議 長 _____ ㊟

議事録署名人 _____ ㊟

議事録署名人 _____ ㊟